

## 研究論文

# 『将門記』の探求（1）

## —「将門書状」を読み解く—

石塚 秀雄<sup>1</sup>

---

『将門記』の中で将門書状の占める位置は重要である。それは将門が親族との長い争いを脱して、国家への叛乱を企てる時期に書かれたものだからである。将門がなぜ叛乱に踏み切ったのか、その理由がこの書状に縷々と述べられている。

将門は自ら望んで坂東諸国を領有したのではなかった。それ以前、自ら望んで親族と争ったわけでもなかった。彼は、まさに追いつめられ、やむを得ず戦ったのである。その状況と心情とがわかる故、『将門記』の作者は、将門への同情を隠そうとしない。将門を攻める伯父（叔父）たちを「敵」と呼び、将門の戦う姿を「目を張り歯を噛んで戦う」と描くのである。

宿敵の伯父良兼が死んだ頃、将門の周囲には様々な人物が集まっていた。『将門記』の記述によれば、それらの多くは国の乱人であり非道な元国司たちであった。しかし、彼らは本当にそのような人物なのか。「将門書状」によれば、むしろ彼らは律令体制の支配層に反抗する在地の有力者たちに思える。そのような人々にかつがれて坂東各国を攻めるに至った経緯を率直に述べたのが将門書状である。そしてその宛先は、時の太政大臣藤原忠平であった。

この将門書状の内容を読み解き、その書き手を推定したのが本論文である。

**キーワード：**将門記、将門書状、記録体、解文、文体

---

### 一 将門書状をめぐって

『将門記』を読む者は誰でも、作者が主人公将門に極めて密着していること、好意的であることに気づくであろう。それは、『将門記』の前半部分、将門が自分の肉親である伯父（あるいは叔父）の国香や良兼、良正と争っている部分の記述に著しい。例えば、将門が良兼を下野の国庁に追いつめた場面では、「将門鞭ヲ揚ゲ名ヲ称ヘテ追討スルノ時ニ、敵ハ為方ヲ失ヒテ府下ニイリコマル」<sup>(注1)</sup>とあるが、ここでは良兼は明らかに「敵」と表現されている。作者が将門の立場に立脚して作品を描いていることがよく表れている部分である。将門が関東諸国を攻略し、国家に対する反逆と見

---

1 日本教育大学院大学 学校教育研究科

なされる行為を行った後は、さすがに「出デテハ則チ濫惡ヲ朝タニ競ヒ、入リテハ則チ勢利ヲ国邑ニ貧ル」とまで（貞盛の口を借りて）評するが、その死に際しては、「身ヲ滅ボスコト、充ニコレ武藏權守興世ノ王、常陸介藤原玄茂等ガ謀ノ為ス所ナリ」として、こういう結果になったのも、食客の興世王や藤原玄茂らのなせることとして、将門の罪を問おうとはしない態度からもわかる。

一族間の争いであった前半部において作者が見せた将門への好意は、将門が国家組織の中核たる国府への攻撃を始めた後半部から次第に変化していく。そこから、作者は将門に好意を抱きつつも、将門が国家への叛意を見せた以上、それを貫き通すことのできない立場にあった人物であることが推定されるのだが、その前半部と後半部との境目に当たる部分の出来事が、ひとつは、良兼朝臣の逝去であり、もうひとつは、将門による常陸の国府の攻略である。

前者に関しては、奇妙な事に二度に渡る記述があり、その間に武藏国の国司（興世王）と郡司（武藏武芝）との紛争に将門が介入したエピソードが挿入されている。これは『將門記』の作成時における一時の中断も想定される書き方である。また、後者に関しては、本文には将門軍による常陸国府攻略、掠奪の有様が詳しく記されており、その原因是、将門が常陸国の乱人たる藤原光明を保護し、長官藤原維幾の追捕要請に応じなかつたためとされている。確かにこれは将門の国家への叛乱とされても仕方のない記述である。ところが、後に掲載されている「將門書状」によれば、戦乱の原因は、常陸介藤原維幾の子息為憲の横暴と彼に頼っていた貞盛の挑発にあることになる。いわば、長い間に渡る将門の一族間の争いと前述の武藏国の争乱と同様、国司とその対立者との争いの結果が常陸国府の攻撃となったわけで、将門にすれば、国家への叛乱などという意識はなかったのである。書状には、一国を討ち滅ぼしたのは将門の「非本意」とある。

この「將門書状」は、これまでも様々な視点から論じられてきたが、本稿は、この書状が『將門記』の前半の内容をまとめるとともに、後半の展開の始発点となっていることを確認し、これが将門あるいはその近親者の手により書かれたものなのか、あるいは作者の創作なのかを明確にしようとするものである。

## 二 将門書状の形態と内容

真福寺本『將門記』は、全文が557行から成る巻子本である。このうち「將門書状」に当たる部分は34行であるが、日付・宛先の2行を除くと、本文は「書出」「書止」を含めて32行から成る。各行は18字から21字で書かれており、本文の字数は628字である。（一行平均は19.6文字となる。）

書出は「將門謹言」、書止も「將門謹言」であり、宛先の上部に「謹々上」の「上所」が書かれ下部には「閻賀」とあり、更に「恩下」が付されている。平安時代の書状の形式にかなつたものといえる。（後述する『本朝文粹』所載の「書状」に形態上は全く一致している点からも明白である。）

この將門書状に書かれている内容を要約してみると次のようになろう。

- (1) 宛主（私君藤原忠平）に久<sup>きゅうかづ</sup>闇を叙する挨拶。

- (2) 源護らの訴えにより將門召喚の官符が来たので上京、裁判の後、恩赦により無罪、帰郷。
- (3) 謹慎中の將門は伯父良兼の攻撃を受けたので、この事を下総国の解文により官に言上した結果、諸国に良兼、貞盛ら追討の官符が下った。
- (4) ところが、又將門召喚の官符が来たので、不満に思い上京せず、官使英保純行に事情を申し述べた。
- (5) その決裁の報もないのに、貞盛が又將門召喚の官符を持って常陸国に下向して來た。追討されるべき貞盛に、將門召喚の官符を出す朝廷のやり方には納得できない。
- (6) その頃、武蔵介經基の密告により將門推問の官符がまもなく出るという書状が、私君忠平の命を受けた右少弁源相職朝臣から送られてきた。
- (7) 推問使（間密告使）の到来を待つうちに、常陸介藤原維幾の子息為憲の横暴が甚だしいので、將門は従兵藤原玄明の訴えをうけ、その事情を確かめるため常陸国に出向いた。
- (8) ところが為憲は、貞盛とともに国庁の武器庫から勝手に備品を持ち出して將門に戦いを挑んできたので、やむを得ず為憲らの軍勢を打破り常陸国庁を占領するに至った。
- (9) 常陸介維幾からの伏弁の過状は得たものの、一国を討滅した罪は軽くないと承知している。そこで朝廷の評議の成り行きを見定めているうちに更に坂東諸国を押領してしまった。
- (10) しかしながら、考えてみると將門は桓武帝五代の子孫であり、武芸の力で將門に及ぶ者はいない以上、日本の半分を領有する天運があることをぜひ推察してほしい。
- (11) 將門は、少年の頃から忠平様に仕えて以来数十年、忠平様が太政大臣・摂政の御世にこのような事件を起こしたのは嘆かわしいことこの上ないが、忠平様のご恩は決して忘れてはいない。この心情をぜひ察してほしい。

### 三 將門書状の内容・表現からわかること

これを見ると、將門書状は(2)から(9)までを通して、東国の争乱がどのような経緯で生まれ、現在（書状を書いた天慶二年十二月）の状況に至ったものなのかを、將門の立場に立って書いていることがわかる。内容は『將門記』前半の記述と符合するのであるが、書状に書かれている事柄が『將門記』の該当する内容と一致しない部分も少なくない。そしてその部分は、いずれも將門にとっては有利な表現とされるものが多い。「將門の立場に立って」と記した理由がここにある。

例えば、最も明白な内容の相違は(7)に見ることができる。將門が常陸国を占拠するに至った争乱は、『將門記』本文の記述によれば、常陸国に居住していた藤原玄明は「国の乱人、民の毒害」ともいるべき人物で、國に税を納めることなく良民を脅かして略奪を働き、國司の命に従うことがなかった。彼が將門を頼って下総国に逃げてきたので、將門は常陸国司藤原維幾の捕縛要求をはねつけ、逆に玄明を追捕せぬよう要求したこと起因するとされている。この部分は、既述の

ように「将門書状」では、国司藤原維幾の子息為憲が極めて横暴な人物で、公の威を借りて無実の者を罪するので、将門が従兵藤原玄明の訴えにより事情を確かめに常陸国に行ったところ、為憲・貞盛の挑戦を受けたために生じたと記されている。

これは、どちらの表現・記述が正しいのかというより、公的支配者たる国司の立場からの見方と在地の有力者たる将門や玄明らの見方の相違としてとらえた方がよいと思われる。諸歴史学者の指摘する通り<sup>(注2)</sup>、十世紀の坂東地域は、将門ら私営田領主の成長によって、国司らの土地支配を支えていた古代律令体制がゆらぎ始め、両者の対立が顕在化しつつあった時なのである。いわば、『將門記』本文の記述は公的支配者たる国司の立場を、「将門書状」の記述は私営田領主の立場を代弁した記述と見ることもできる。

次に、将門書状の(10)・(11)を通して理解されるのは、将門が日本国の大半を領有し支配する決意とそれをなんとしても私君藤原忠平に認めてもらおうという思いである。これは将門が描いていた「国家像」がどのようなものかを明白に物語るものとなっている。

即ち、将門の言う「半国ヲ領スル」実態は、後の除目によっても明らかのように常陸・下総・上総・安房・下野・上野・相模・伊豆（そして恐らくは武藏も）の坂東諸国の領有であり、そこから西へ出ようとはしていない。（将門は奥羽地方をも支配領域に含めようとしていた可能性があるとの説もあるが<sup>(注3)</sup>、坂東より西方への進出を思わせる資料はない。）

更に注目すべきことは、将門の考えていた国家は、あくまでも従来の支配体制をくずさない中の「半国領有」であった点である。自らを「新皇」と称しても西方に存在する「本皇」を否定することではなく、それどころか本皇の支配体制を支える太政大臣にあくまで忠誠を誓い、その恩を忘れないと再言する将門の姿に、彼の考える国家の実態を伺うことができる。この将門の国家像を支え、自らを「新皇」と位置づける根拠は、自らが帝王の血筋を受けついでいる点にあると「将門書状」はいう。

こう見えてくると、「将門書状」にいう、「傾國之謀」を萌すという表現（真福寺本）もオーバーに思えてくる。むしろ揚守敬本にある如く「郎郡之謀」の方が真実をついているのではないか。将門には、国家を転覆して新体制を作るなどという思いではなく、坂東の一国一郡を支配するほどの野望を持ったに過ぎないのではないかと思われる。<sup>(注4)</sup>

『將門記』の後半は、この書状における彼の決意の通り、坂東諸国を領有して後、除目を行って各の国司を定め、王城建設の計画を立てるのである。更に文武百官を任命し、諸国を巡検して（それが従来の律令国家の「ミニチュア版」<sup>(注5)</sup>であったにせよ）将門なりの新政府を樹立したのである。

#### 四 将門書状は誰が書いたのか

この「将門書状」と称される文書の書き手（作者）に関しては、これまで二通りの説があつて、そのどちらとも決定しかねる状況が続いている。一つは将門あるいはその側近の者が書いたとする

説であり、もう一つは『將門記』の作者によるものだという説である。後者に従えば、この文書は『將門記』作者による創作だということになる。

この二つの説は、発表された時期に注目すると、昭和の十年代から五十年代にかけては前者の説が中心であり、後者は、昭和五十年代から平成初年にかけて発表されたものが多い。時期的には、將門自筆説から創作説に移ってきてているが、勿論、発表時期の新旧が説の正否を定めることにはならない。そこで、この両者の代表的な論拠を取り上げて、その説得力の有無を検討してみる。

#### A 「將門書状」は、將門あるいはその側近の者が書いたとするもの

##### 山中武雄説<sup>(注6)</sup> の論拠

- ① 將門書状の文章は本文と全く趣を異にしている。本文は甚だしく晦渺なものであるのに反し、書状は事実を簡明直截に平叙している。
- ② 本文に於ては、日時を記するに、すべて「以承平五年十月廿一日」「以其廿二日」「以其日早朝」などと、「以」の字を用いているのに、書状は「先年」「今年之夏」など、普通の用法に従っている。
- ③ 本文と書状との内容が必ずしも照応していない。(その具体例として本文と書状とを対比したものを七箇所に渡って取り上げ、本文に無くて書状に見ゆるもの二箇所、互に出入のあるもの一箇所、本文に誤謬のあるもの一箇所、書状の方が真相を穿っているもの一箇所を指摘している。)

##### 春田隆義説<sup>(注7)</sup> の論拠 <注>論拠の番号は山中説と同趣のものは山中説と同じ番号とした。

- ② 記述様式が本文と書状では異なる。  
(例、本文「去ル天慶元年六月中旬ヲ以テ」が書状では「今年ノ夏」とある)
- ③ 内容の面で、両者が完全には対応していない。  
(例、本文にある武芝の事件は書状に全く見えず、介経基が京に逃げ帰り將門が謀叛と訴えたことは両者に書かれている。)

##### 林 陸郎説<sup>(注8)</sup> の論拠 <注>番号の扱いは前説と同じ。

- ③ 書状の記述と本文の叙述とが矛盾し、書状の記述の方が正しいといえる箇所がある。  
(例、良兼の死去を、本文では天慶元年六月としているが、書状にある天慶二年が正しい)
- ③ 本文と書状とに事実認識の相違がある。  
(例、藤原玄明事件に関して、為憲・貞盛の扱いは書状の方が適切である)
- ③ 書状にみえていて、本文に記載されていない事実がある。  
(例、経基の告状により、將門推問の使いが来ることになったので、準備をして待っていたが遂に姿を見せなかつたこと)
- ④ 書状に見える將門の姿と本文に描かれる姿では大きな相違がある。

(例、書状末尾に見える忠平に対する恭順の態度と本文における側近の諫言を斥ける尊大な態度には、とても同一人と思えぬ違いがある)

<付>書状の宛所は、私君藤原忠平の四男師氏である。

(根拠、「太政大臣」は藤原忠平を指すが「少将」はその四男で当時左少将の任にあった師氏を指す。忠平と師氏の二名を宛所としたのではない。この項『史実平将門』による)<sup>(注9)</sup>

**上横手雅敬説**<sup>(注10)</sup> の論拠 <注>番号の扱いは前説と同じ。

③ 本文の誤記を書状によって正すことができる。

(例、本文のような編年体の記述と書状のような文書の記述は異なるので、「今年」は「この年」の意ではない。その上「厥内」は同時性を示す語なので、貞盛の京下は書状にある通り天慶二年ということになる。)

⑤ 本文の記述と書状の記述との相違は、それぞれ別箇の素材に基づいて書かれたためである。

(例、介経基上訴後の問題について、本文は忠平の私的な調査についてのみ記し、書状では朝廷の公式の宣旨についてのみ記している。)

## B 「將門書状」は、『將門記』作者の創作だとするもの

**北山茂夫説**<sup>(注11)</sup> の論拠

(ア) 第三者である『將門記』の作者は、將門が私君である藤原忠平にあてた個人的書状を披見することは不可能に近い。

(イ) 本文と書状のあいだの用語の共通性がいちじるしい。

(例 ① 書状にある「虜掠」という語は本文でも2箇所に使われている。

② 「……由」は書状で4箇所、本文で22箇所使われている。

③ 「已ニアリヌ」「アリヌ」は書状で前者が4例、後者が3例あるが、本文ではそれぞれ前者が5例、後者が2例ある。

④ 「……間ニ…」の表現も書状に4箇所、本文に14箇所ある。

⑤ その他「…者(テヘリ)」「ノ(之)」の用法、「公家、得理、本意、伏辨、発向、朝家」等の用語等にも共有性が指摘できる。

(ウ) 「天」についての観念も両者に共通するものが流れている。

**永積安明説**<sup>(注12)</sup> の論拠

(エ) 書状の文章が簡明直截であり、本文の文章が甚しく晦渋なのは、『將門記』作者によりその発想に即して文体の選択がなされただけである。(山中説①への反論)

(オ) 本文で年月日等の期日を記す際に頻繁に使用される「以」の字が書状で使われていないのも地の文と書状との表現の相違を意識し、文体を選択しただけである。(山中説②への反論)

### 森田 悅説<sup>(注13)</sup> の論拠

- (カ) 書状の日付は事実に合わない。
- (根拠、書状の日付は12月15日だが、この日は書状にある「坂東諸国虜掠了」以前である。)
- (キ) 書状には将門が自らを将門と称している事例が多い。
- (根拠、「通常、書状の自称は、吾、予、我の如き代名詞が使用される。」)
- (ク) 書状の文体にそぐわない文体が（書状の中に）存在する。
- （例、「于時領州之間滅亡者、不知其数幾許、况乎存命黎庶、尽為將門虜獲也。」の部分。）

## 五 将門書状に関するA・B両説を検討する

はじめに、将門書状は将門あるいはその側近の者が書いたとするA説をみてみよう。

この説に立つ代表的な四人の研究者の論拠は合計して五つ挙げられている。このうち論拠①に関しては、『将門記』を読んだ者は誰でも実感する事実であって、この事実を否定する人はいない。論拠①に反論を提出した永積安明にしたところで、この事実を認めた上で、A説とは異なる見解を発表しているに過ぎない。これだけ文体が異なっていては、本文と書状とを同一人が書いたと主張するのはかなり無理であろう。

論拠②に関しても同様で、本文で「以」を使用せずに日時を示す例は決して皆無ではない<sup>(注13)</sup>が、原則的には使用されており、本文と書状との表現上の相違は明白である。

論拠③については、山中武雄の挙げた例の適否を論じた研究はいくつもあるが、基本的に本文に書かれていらない事柄が書状には記されたり、それが事実を補ったり、詳説する役割を果たしていることは誰しも認めるところである。例えば、既に再三取り上げた将門の常陸国府攻撃の理由や将門が良兼の乱暴極まりない攻撃を下総国の解文に記して官に言上したことなどは、本文では後に突然登場する為憲の存在を事前に知らしめたり、良兼・貞盛らを追捕すべき官符が下った理由を明確化する効果をあげている。もし、『将門記』の作者と書状の書き手とが同一人なら、こんな不十分な本文を書くことはないだろう。これらの事実を知らないから書けなかったとしか思えない。

論拠④に対する反論を稿者は目にしていない。ただ、将門の書き方は、書状以前と以後とではかなり異ってきている（以後では、国に叛乱を企てた悪逆無道な人物として描かれている）ので、論拠として取り上げるほどのことか、疑問は残る。

論拠⑤ 『将門記』が数多くの資料（告状・奏文・解文・官符・御教書・日記・上書等）を基に描かれたらしいことは既に指摘されている。<sup>(注14)</sup> ただ、この論拠⑤に取り上げた事実は、視点を変えれば、書状創作説の論拠ともなり得るもので、A説の根拠としての力は弱い。

次に、将門書状は『将門記』作者による創作だとするB説を検討してみよう。

論拠（ア） これは『将門記』の作者がどのような人物であるかに關係してくる発言であるが、

「作者が陳状（＝書状）を手にしたという条件はまったく存在しない」という断定に賛意を示す人はいない。将門近辺の人でなくとも、宛所である藤原忠平家と密接な関係のある人物なら、忠平家の政所に存在した資料を見ることは十分可能と思われるからだ。<sup>(注15)</sup>

論拠（イ） これは根本的に論拠とはなり得ない事柄である。『將門記』は本文も書状もともに記録体を基盤とした文章に扱っている以上、共通の記録用語が使われているのは当然だとしたのは永積安明である。<sup>(注16)</sup>

念のため、北山の挙げた用語の使用実態を確認し、そこに何らかの有意差が生じているのか確かめてみる。（ただし、各語句の北山の挙げている用例数は、本文について実際に数えてみるとかなり不正確であった。）そこで、書状中の用語例数が全文字数 651 字の中で占める割合と、実際の本文中の用語例数が全文字数約 11,140 字に占める割合とを算出してみると、次の表のようになつた。

用語例	書状	占める割合	本文（北山）	本文（稿者調）	占める割合
虜掠	1例	0.0015%	2例	4例	0.0004%
……間ニ	(※1)4例	0.0061%	14例	20例	0.0018%
……由	4例	0.0061%	22例	38例	0.0034%
了リヌ	3例	0.0046%	2例	4例	0.0004%
已ニ了リヌ(※2)	4例	0.0061%	5例	9例	0.0016%
本意	1例	0.0015%		5例	0.0004%
者（テヘリ）	1例	0.0015%		31例	0.0028%

(※1) 「…間」を入れれば5例

(※2) 「已了」は2語扱いとした

この結果、書状と本文に使われている語句の使用割合が近ければ近いほど両者の関係が深いということになり、北山の主張する書状創作説が立証された形になるはずなのだが、調査結果からみると、むしろ関係の遠いものとなっている。

論拠（ウ） これに関しても永積安明の適切な批判がある。<sup>(注17)</sup> 書状と本文とに「天」の思想についての共通性があったとしても、両者が共通する作者の手になった十分な証拠にはならないというのである。

論拠（エ）・（オ）は、論拠ともなり得ないし、山中説①・②への反論とも当然なり得ていない。この説に従えば、作者はいかなる文体・文章もその発想や内容に応じて自由自在に作り出すことができることになる。『將門記』の作者にそのような力があるのなら、なぜ書状以外の本文では常にきまりきった四六駢體まがいの記録体で押し通そうとするのだろうか。例えば、『將門記』の本文の中で、最も抒情的な場面である將門と貞盛妻らとの和歌の応答の状況を描くには、それなりの文体と表現とを選んだらしいではないか。「眉下之涙洗面之紛、胸上之炎焦心中之肝。」「女人流浪返本属

者、法式之例。又、鰥寡孤独優恤者、古帝之恒範也。」と相変わらずの対句及び引用の硬い表現ばかりである。万葉仮名ふうに漢字の音・訓を使って表現された含蓄のある三首の和歌は、このような文体・表現の中では、いかにも肩身が狭そうである。

論拠（カ）は、森田の本文の読み取りに問題があるのではないか。既に村上春樹が述べているように<sup>(注18)</sup> 12月19日に行われたのは上野国の国司の追放であり、将門の印鑑受け取り、国庁入り、四門の陣固めが行われたのは12月15日である。この時将門は、もはや常陸国、下野国、上野国を領有したのである。書状に「坂東諸国虜掠了」とあるのは誤りではない。

論拠（キ）も説得力はない。書状に自己の名を自称として使うのはよくあることである。

森田も挙げている『本朝文粹』によれば、<sup>(注19)</sup> 同書に収録されている17通の書状のうち、自称に「余」を使用しているのは、紀中納言長谷雄が書いた「法皇賜渤海裴邈書」一通のみである。それに反し、自称として自分の名前を使用しているものが小野篁、三善清行、藤原行成、大江匡衡（2通）の書状の五通であり、そのうち二通は将門書状に酷似した表現となっている。例えば、「奉右大臣 野相公」の書状では、「学生小野篁誠惶誠恐謹言」で始まり、文中には「篁才非馬卿、彈琴未能」とあり、文末は「篁誠惶誠恐謹言」で終わっているのである。概して、自称として自分の名前を明記している書状は、将門書状と同様に、目上の者に奉呈するものが多い。

論拠（ク）は、指摘の通りである。確かに本文の表現とよく似た書き方となっている。

## 六 将門書状を見ることのできた人物

B説の論拠を検討の結果、将門書状創作説はその根拠がほとんどないことが判明した。北山茂夫説は氏の挙げた根拠に全く説得力がなく、なぜこのような主張をしたのか、その理由が定かではない。歴史家の直感によったとしか言いようがない。永積安明説は、A説への批判を主としていてB説の根拠を示すに至っていない。

逆に、最も説得力のあったのはA説に立つ山田武雄の論拠①・②であった。彼の指摘する『將門記』の実態は、否定することのできない事実である。また論拠③も、多くの論争を発生させ研究を活性化した視点として非常に有効な指摘であった。

以上の検討を勘案してみて、「將門書状」は、將門本人またはその側近の者が書いたとみる方が適切であるとの結論に達した。今後、この前提に立って、改めて『將門記』を読み解くことが求められるであろう。そこから、『將門記』の作者像も確実に浮かび上がってくるものと思われる。

東国における將門の私闘をあれほど詳細に見聞できた人物、解文・奏状・日記・申状等の役所の文書を見ることのできた人物、そして將門書状を実際に見ることのできた人物、それは多くの内典外典に通じた知識人でもあったであろう。それが『將門記』を書いた人物である。この人物を特定することが今後に残された課題である。

## 注

- (注1) 本論稿に引用する『將門記』の訓読文（読み下し文）は、全て真福寺本を底本とする東洋文庫『將門記1・2』（梶原正昭 訳注）によった。
- なお、稿者の使用した真福寺本『將門記』は、昭和2年発行の古典保存会複製本であるが、揚守敬本は、平成8年発行の『千葉県の歴史 資料編 古代』に掲載されている写真版によった。また、蓬左文庫本は、平成8年発行の新人物往来社『平将門資料集』に掲載されている写真版を参照した。
- (注2) 例えば、石母田正『古代末期政治史序説（上）』未来社 昭和56年
- (注3) 川尻秋生「將門の乱と陸奥国」（『日本歴史』527）平成4年
- (注4) 揚守敬本の「將門書状」は、全文43行に及んでいるが、日付・宛先の2行を除くと本文は41行である。各行は、行の途中から始まっている書出しの9字と最後の行の2字以外は、14字から19字で書かれており、本文全体の時数は650字である。（1行平均15.9文字となる。）書体は真福寺本に比べてはるかに乱雑で衍字も多く、草稿本、手控本の趣を呈している。それだけに原本に近い書写であることが伺われ、真福寺本にある「傾國之謀」「于時領州之間滅亡者」がそれぞれ「郎（=邦）郡之謀」「飲羽滅亡之者」とある点からも、將門の思いが本来国家に対する反乱とまで思い至っていなかつたことを推定させる。
- (注5) 東洋文庫『將門記2』（梶原正昭 訳注）P.189の表現
- (注6) 「將門記の成立に就いて」（『史学雑誌』46の10）昭和12年
- (注7) 『將門記』について（『日本古代史論叢』遠藤之雄博士還暦記念刊行会）昭和45年
- (注8) 『新撰日本古典文庫 將門記』解説 現代思潮社 昭和50年
- 『史実 平將門』P.172 新人物往来社（林陸朗著）昭和50年にも同じ記述がある。
- (注9) 真福寺本には「<sup>（ママ）</sup>大政大臣少将」と訓ノが付されており、揚守敬本では「<sup>（ママ）</sup>大政大殿少将」とあって、太政大臣家の少将様の意とされる。
- (注10) 『將門記』所収の將門書状をめぐって（『日本政治社会史研究 中』塙書房）昭和59年
- (注11) 朝日評伝選3『平將門』第七章「陳状の問題」 朝日新聞社 昭和50年
- (注12) 『將門記』成立論（『文学』47の1）昭和54年
- (注13) 森田悌『將門記』について（『摨闊時代と古記録』吉川弘文館）平成3年
- (注14) 例えば、注8の書のP.20参照
- (注15) このことは既に青木和夫が『古代豪族』（「日本の歴史5」小学館）で指摘している。
- (注16) 前掲（注12）P.39
- (注17) （注16）に同じ。
- (注18) 『將門記——調査と研究——』P.298「考察II」（汲古書院）平成19年
- (注19) 新日本古典文学大系本（岩波書店）平成4年

（2011年10月3日受稿、2011年12月21日受理）

---

Research Paper

## A Study of Shomon-ki (1)

### Understanding the Masakado's Letter

Ishizuka, Hideo

---

In Shomon-ki, the letter from Masakado is unique and important position. This letter is considered to be written by Masakado when he was planning to rise in arms against the old state, after enduring the long period to struggle among his family. The letter tells us the evident reason why he had to decide the revolt. Masakado never occupied the several counties in Bandou area for his own sake. Maskado never struggled among his family for his own will. In fact, he had been cornered and forced to rise in arms. An author of Shomon-ki had much sympathy for him because of understanding the situation and his mind as well. According to the author's writing, Masakado's uncles are called as Enemy who attack Masakado, and Masakado is fighting fiercely with gazing eyes and biting teeth.

When his uncle Yoshikane, called as Enemy, was died, many various persons were gathering around Masakado. Shomon-ki tells these persons are so called the country mad man and the cruel county chief. But, no one knows who they were. Masakado's letter must show who they were and why they rose in arms with Masakado against the ancient "ritsuryo" legal codes nation as the local brave man or leader. The letter reveals honestly that Masakado was fighting with them as the strong sympathizer in several counties of Bandou area. The letter was written to "daijou" minister Fujiwara Tadahira.

Thus, this study leads to answer who is probable as the writer of these letters by decoding the mysterious text of the Masakado's letter.

**Key words:** Shomon-ki, the Masakado's letter, Kirokutai, style, Gebumi

---